

## 枚方市テイクオフ補助金交付要綱

制定 平成 20 年 10 月 1 日枚方市要綱第 58 号  
最終改正 令和 4 年 5 月 17 日枚方市要綱第 31 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市テイクオフ補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、市内で事務所等の用に供するために建物を賃借している創業初期の中小企業者に対して交付することにより、その事業を安定させ、もって本市の経済の活性化に資することとする。

### (補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 枚方市立地域活性化支援センターのインキュベートルーム（以下「インキュベートルーム」という。）を1年以上使用した者であって、補助金の交付の申込み時（以前に補助金の交付の決定を受けたことがある者については、当初の補助金の交付の申込み時。ロにおいて同じ。）においてインキュベートルームの使用の終了後1年を経過していない者であること。

ロ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項の認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を同法第128条第1項に規定する認定市町村から受けた者であって、補助金の交付の申込み時において当該証明の有効期限を経過していない者であること。

(2) 枚方市立地域活性化支援センター条例（平成16年枚方市条例第2号）第11条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するものとしてインキュベートルームの使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられた者でないこと。

(3) 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること（法人の場合にあつては、本店の所在地が市内にある者であること。）。

(4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であること。

(5) 営む事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないこと。

(6) 大企業者（第4号に掲げる中小企業者以外の事業者をいう。）が発行済株式総数の過半数を単独に所有し、又は出資総額の過半を出資していないこと。

- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を満たす者であること。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、事務所、店舗、研究所、工場等の用に供するために市内に所在する建物を賃借することとする。

2 前項の建物は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 補助対象者が自ら賃貸借契約を締結しているものであること。
- (2) 事業を営むために継続して使用するものであること。
- (3) 住居と兼用しないものであること。
- (4) 貸主が次のいずれにも該当しないこと。

イ 補助対象者の3親等以内の親族

ロ 経営する者が補助対象者又は補助対象者の3親等以内の親族である法人

ハ ロに該当する法人の子会社その他イ又はロに掲げる者に準ずると市長が認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、月額5万円を上限とし、補助対象者が賃借する1の事務所、店舗、研究所、工場等の用に供する建物の賃借料(敷金、礼金、共益費その他これらに類する費用を除く。以下「補助対象経費」という。)に2分の1を乗じて得た額(当該乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、他の団体等が実施する同様の補助制度等を利用している場合にあつては、当該補助制度等により交付を受けた金額を差し引いた額とする。

2 補助対象経費は、補助金(以前に補助金の交付の決定を受けたことがある者については、当初の補助金)の交付の対象となった最初の月から起算して12月までの賃借料とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [平成30年3月30日枚方市要綱第35号]

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市テイクオフ補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申込みに係る補助金について適用し、同日前の交付の申込みに係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和4年5月17日枚方市要綱第31号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市テイクオフ補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申込みに係る補助金について適用し、同日前の交付の申込みに係る補助金については、なお従前の例による。